

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
その翌
日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定 (農村整備課)

土地改良事業の工事の完了 (〃)

収入証紙の小売りさばき人の指定 (会計課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第六百五十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 (昭和三十三年法律第四十一号) 第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則 (昭和三十三年)

十二年厚生省令第八号) 第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成元年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社津ノ井薬局	鳥取市津ノ井二五七一一〇	平成元年六月一日
内科小児科山脇医院	○ 岩美郡国府町奥谷二丁目一一	〃
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八一一	〃
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡五七六一	〃
稲村歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三一一	〃
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一一	〃
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	〃
彦齒科医院	米子市東福原五六三一一	〃
白石医院	米子市安倍二一九一三	〃

鳥取県告示第六百五十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十六條の規定により告示する。

平成元年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷二丁目一〇	平成元年五月二十五日
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八一	平成元年六月十四日
稲村歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三 一二	平成元年五月二十日
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	平成元年五月三十一日

鳥取県告示第六百六十号

国府町が行う土地改良事業に係る麻生地区第一工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十二條の二第四項において準用する同法第八條第六項の規定により告示し、次の

とおり縦覧に供する。

平成元年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年六月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	淀江町	土地改良事業の名称	新農業構造改善事業中西尾地区農業用排水 農村基盤総合整備事業佐陀地区	工事完了年月日	平成元年三月二十七日 平成元年三月三十一日
------	-----	-----------	---------------------------------------	---------	--------------------------

鳥取県告示第六百六十二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年六月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	平成元年六月十二日	指定番号	四六五	住 所	西伯郡中山町下甲二六七―二	名 称	株式会社鳥取銀行中山支店	売りさばき場所	西伯郡中山町下甲二六七―二 株式会社鳥取銀行中山支店
-------	-----------	------	-----	-----	---------------	-----	--------------	---------	-------------------------------

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年六月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	スーパーシャトル三X	京楽産業株式会社
	ブロックバスターX	
	スーパードーム三	
	ハスラー三	
	スーパードームX	
	クレーター	マルホン工業株式会社
	スーパーモンキー	
	オーロラ	

ぱちんこ遊技機

サクセス	ビックライト	ハッピーランド七	ポップアート	スーパーロード二	スーパーロード	スーパービジョン六	ビッグファルコン	スーパービンゴ	サイボーグ	フラワーライン
株式会社大同		株式会社ニューギン		株式会社大一商社			株式会社平和			

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】